

【執筆者紹介】

①現職②担当箇所③読者へのメッセージ

愛知 正博（あいち まさひろ）〈編者〉

①中京大学名誉教授（元法学部教授）

②第1章1節

③刑事手続というのは、捜査や裁判を扱う専門家（警察官、検察官、弁護士、裁判官など）だけでなく、一般市民にとっても、人権保護に密接に関わる重要な分野です。裁判員や検察審査員などに就く話はさておいても、みんなで関心を持ってアクティブに学びたいですね。

大野 正博（おおの まさひろ）

①朝日大学法学部教授

②第1章Ⅱ節・第8章

③手続法を学ぶことは、実体法を学ぶことより難しいと感じるかもしれませんが。しかし、頑張って学び続けられれば、刑事訴訟法の奥深さが感じられるだけでなく、刑事法の全体像が見えてきます。本書が、そのきっかけになってくれることを願っています。

吉村 真性（よしむら しんしょう）

①九州国際大学法学部教授

②第2章Ⅰ・Ⅱ節

③刑事手続の実態は、その国の本質的姿でもあります。時代と共に刑事手続をめぐる情勢も変化し続けます。この変化の激しい時代、改めて人権の重要性を認識し、公正な手続のあり方を一緒に問い続けていきましょう。

白井 諭（しらい さとし）

①岡山商科大学法学部教授

②第2章Ⅲ・Ⅳ節

③刑事手続が健全なものになるかどうかはみなさんの司法制度に対する関心や問題意識にかかっています。司法に対して無関心していると不正がまかりとおることになります。本書をきっかけとして、よりよい制度となるよう一緒に見つめていきましょう。

檀上 弘文 (だんじょう ひろふみ)

①亜細亜大学法学部教授

②第2章V～VII節

③刑事訴訟法は、捜査、公判手続、弁護活動など、現実の手続を規律する法律ですから、その「実務」即ち運用の実態を正しく理解することが必要であり、そのためには、判例法理・学説をきちんと把握することが肝要です。

道谷 卓 (みちたに たかし)

①追手門学院大学法学部教授

②第3章

③刑事訴訟法は、検察官と被疑者・被告人（とその弁護人）の両当事者のどちら側に立つかによってそのとらえ方が全く異なってきます。刑事訴訟法を学ぶ際は、このことを常に意識して学習するようにして下さい。

平山 真理 (ひらやま まり)

①白鷗大学法学部教授

②第4章

③裁判員制度や被害者参加制度の導入により、刑事裁判のあり方も大きく変わりました。刑事裁判において発見しようとする「真実」とは何かについて考えながら学習して下さい。また、ぜひ刑事裁判の傍聴に行ってほしいと思います。

松本 英俊 (まつもと ひでとし)

①駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

②第5章I～III節

③刑事訴訟法の学習では、まずは被疑者・被告人の立場に沿った基本原則を身につけると、的確な問題の発見につながります。そこから、さまざまな見解に接し、理論的に学ぶことで、刑事手続法の広がりや深みを知ることができるでしょう。

笹山 文徳 (ささやま ふみのり)

①名古屋学院大学法学部准教授

②第5章IV～VII節

③単なる知識の習得・暗記ではなく、どこに法的な問題があるのか？そのような結論が導かれるのはなぜか？という視点を身につけましょう。刑事訴訟法の規定を読み解いて、どこまでの活動を行うことができるか、どこからの活動はできないかを考えることが醍醐味です。

堀田 周吾 (ほった しゅうご)

① 東京都立大学法学部教授

② 第 6 章

③ 初学者は、法解釈上の論点にばかり目を向けがちになってしまいます。でも、まずは地道に条文を参照しながら、一般的な手続の流れや要点を把握することを心がけましょう。

古川原 明子 (こがわら あきこ)

① 龍谷大学法学部教授

② 第 7 章

③ 無罪の不処罰・誤判救済のために刑事訴訟法がどのような制度を設けているのかを学び、その上で何がさらに求められるのかを考えて欲しいと思います。